
平成27年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 5 月 会 議 会 議 録 (第1日)

議事日程 (第1号)

平成27年5月11日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	9番 田原 輝男 10番 豊坂 敏文
日程第2	審議期間の決定	1日間 決定
日程第3	庁舎建設特別委員会調査報告	鵜瀬特別委員長 報告
日程第4	報告第2号 壱岐市税条例等の一部改正に係る専決処分の報告について	市民部長 説明、質疑なし 報告済
日程第5	報告第3号 壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	市民部長 説明、質疑なし 報告済
日程第6	議案第46号 平成27年度壱岐市一般会計補正予算 (第2号)	財政課長 説明、質疑、討論 なし 委員会付託省略、可決

本日の会議に付した事件
(議事日程第1号に同じ)

出席議員 (16名)

1番 赤木 貴尚君	2番 土谷 勇二君
3番 呼子 好君	4番 音嶋 正吾君
5番 小金丸益明君	6番 深見 義輝君
7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 中田 恭一君	12番 久間 進君
13番 市山 繁君	14番 牧永 護君
15番 鵜瀬 和博君	16番 町田 正一君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 川原 裕喜君 事務局次長 吉井 弘二君
事務局書記 若宮 廣祐君

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 白川 博一君 副市長 …………… 中原 康壽君
教育長 …………… 久保田良和君 総務部長 …………… 眞鍋 陽晃君
企画振興部長 …………… 左野 健治君 市民部長 …………… 堀江 敬治君
保健環境部長 …………… 土谷 勝君 建設部長 …………… 原田憲一郎君
農林水産部長 …………… 大久保敏範君 教育次長 …………… 山口 信幸君
消防本部消防長 …………… 安永 雅博君 総務課長 …………… 久間 博喜君
財政課長 …………… 西原 辰也君 会計管理者 …………… 平田恵利子君

午前10時00分開議

○議長（町田 正一君） 会議に入る前に御報告いたします。

長崎新聞社ほか3名の方から、報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、これを許可いたしておりますので、御了承願います。

なお、今期定例会におきましても、夏の省エネ対策の一環としてクールビズを実施いたしております。議場での服装につきましては、上着、ネクタイの着用は各位の判断に任せることとしておりますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

監査委員より、例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので御高覧をお願いいたします。

ただいまから平成27年壱岐市議会定例会5月会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（町田 正一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、9番、田原輝男議員、10番、豊坂敏文議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（町田 正一君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。5月会議の審議期間は、本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、5月会議の審議期間は、本日1日と決定いたしました。

ここで、白川市長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。

本日、ここに平成27年壱岐市議会定例会5月会議に当たり、御挨拶を申し上げます。

一昨日5月9日、国境離島新法制定壱岐市総決起大会が開催されました。壱岐市を初めとした国境離島は、海洋資源の確保や管理、海洋環境の保全など、海洋国家である日本の領域や排他的経済水域を守る国家的役割を果たしてまいりました。その役割は将来にわたり、さらに増大するものであり、壱岐・対馬・五島を初めとした国境離島の保全は国家の命運を左右する重要課題であります。このため、国境離島新法という新たな法律を制定し、これら国境離島の保全を図ることを目的とするものであります。

当日は、その国境離島新法制定に向けた中心的役割を果たしていただいている本県選出の谷川 弥一衆議院議員、金子原二郎参議院議員、中村県知事を初め、多くの本県国境離島関係者皆様に御参加いただき、1,000人を超える市民皆様に御来場いただき、会場は大変な盛り上がりで熱気に包まれました。

この国境離島新法は、航路・航空路運賃の値下げを初め、流通コストの削減や雇用機会の拡充、漁業操業に係る費用の助成など、壱岐市の振興発展に欠かすことのできない極めて重要な法案であり、何となくこの国境離島新法を制定していただかなくてはならないものであります。こうしたことから、今回の総決起大会は極めて意義深いものがあったと考えております。

一方、去る4月21日に、平成27年文化庁が新たに設けた第1回日本遺産に、全国83の候補地の中から選定されました18地区の一つとして、「国境の島壱岐・対馬～古代からの架け橋～」が認定されました。これは、壱岐・対馬・五島が国境の島として歴史上重要な役割を果たしてきたことなどが認められたものであり、国境離島新法制定に向けた取り組みを全力で推進している中で、今回の認定は大変意義深いものがあると思っております。

今後も国境離島関係者皆様、そして議員各位、そして市民皆様とともに、法律の制定を全力で後押ししていきたいと考えておりますので、今後とも議員皆様、市民皆様の御理解、御協力、御支援をどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日提出しております議案は、地方税法の改正に伴う税条例の一部改正等報告案件2件及びさきの住民投票の結果を受け、各庁舎を耐震補強工事をするため、各庁舎の耐震診断関係予算を計上いたしております一般会計補正予算の計3件であります。

詳細につきましては、担当部長、課長等から説明させていただきますので、慎重な御審議をいただき、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 私のほうからも、先ほどのただいま市長が申しましたように、国境離島新法総決起大会におきましては、議員各位におかれましても、全員出席していただきまして本当にありがとうございました。昨年、一昨年と議長、副議長、市長ともども数回にわたり、国交省、官邸、地元の国会議員等、たびたび陳情、要望活動を行ってまいりました。やっと今国会で、議員提案で提出される見込みとなっております。この動きを私達も注視して、壱岐市にとっても大きな転換期を迎えることになると思います、よろしくお願いたしたいと思ひます。

日程第3. 庁舎建設特別委員会調査報告

○議長（町田 正一君） 次に、日程第3、庁舎建設特別委員会調査報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。鵜瀬和博庁舎建設特別委員長。

〔庁舎建設特別委員長（鵜瀬 和博君） 登壇〕

○庁舎建設特別委員長（鵜瀬 和博君） 皆さん、おはようございます。

平成27年5月11日、壱岐市議会議長町田正一様、庁舎建設特別委員会委員長鵜瀬和博。委員会調査報告書。

本委員会の調査事件について、調査の結果を次のとおり、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告をいたします。

調査事件、壱岐市庁舎の建設に関する調査。

2、調査の経過。

第1回委員会（平成26年12月19日開催）新庁舎建設タイムスケジュール案等についての説明。

第2回委員会（平成27年1月16日開催）新庁舎建設タイムスケジュール案等についての協議。

第3回（平成27年1月30日開催）新庁舎の建設地についての協議。

第4回（平成27年2月13日開催）新庁舎の建設地についての協議。

第5回（平成27年2月27日開催）新庁舎建設基本構想（案）についての協議。

第6回（平成27年5月1日開催）新庁舎建設に関する住民投票の結果を受けての報告となっております。

新庁舎建設に関する調査協議の結果、本委員会の前身である庁舎建設検討特別委員会において、庁舎建設の必要性について調査、研究を重ね、新庁舎の建設は、壱岐市にとって百年の大計と言われる重大な一大事業として認識し、総合的判断において、建設するならば有利な合併特例債を活用できるのは今しかないとして、新庁舎建設の必要性について可決をされました。その結果を受けて、議会として平成26年12月会議において、議員発議により、壱岐市庁舎の建設に関する調査を目的とした庁舎建設特別委員会が設置をされました。

これまでに6回の委員会を開催し、建設地や規模等について審議を重ねてきました。その間、議会及び市による合同の新庁舎建設に係る市民説明会を4会場にて開催し、さまざまな御意見をいただきました。

その後、市長は新庁舎建設について広く民意を問わなければならない、市民皆様に判断いただくことが最良の方法だとして、4月26日執行の住民投票に至ったわけです。

当特別委員会としても住民投票の結果を見守り、尊重するために、第5回終了後、審議を中断しておりました。

住民投票の結果については、投票率63.67%、賛成4,629票、反対9,703票でありました。

5月1日開催の第6回の当委員会において、市長より、今回の住民投票の結果を受け、新庁舎建設は行わず、現在の各庁舎を改修して活用する方針を打ち出され、当特別委員会の調査は終了いたしました。

新庁舎建設は中止になったものの、有効な財源である合併特例債の活用期限を考慮すれば、早急に各庁舎等の耐震強度等を調査し、必要に応じ耐震改修、長寿命化改修を実施されたい。また、市政運営については、市民サービスの低下にならないように、今後とも議会初め市民に対し、市政情報の発信及び説明の機会を十分設け、市民、行政、議会が一体となり、本市振興発展に向けた体制構築と人材育成に取り組んでいただきたい。

以上、報告を終わります。

〔庁舎建設特別委員長（鵜瀬 和博君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、庁舎建設特別委員会の調査報告を終わります。

日程第4. 報告第2号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第4、報告第2号壱岐市税条例等の一部改正に係る専決処分の報告についてを議題とします。報告を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日の議案の説明については、担当部長及び課長にさせますので、よろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 堀江市民部長。

〔市民部長（堀江 敬治君） 登壇〕

○市民部長（堀江 敬治君） 皆さん、おはようございます。報告第2号について御説明をいたします。

壱岐市税条例等の一部改正に係る専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第5号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第2項の規定により報告するものでございます。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。専決第1号、専決処分書、地方税法等の一部改正に伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり、壱岐市税条例等の一部改正についての専決処分でございます。

専決処分の理由は、地方税法等の一部改正する法律が平成27年3月31日に公布され、一部規定を除き同年4月1日から施行されました。これに伴い、壱岐市税条例等の一部について、平成27年4月1日から施行する必要があることから平成27年3月31日専決処分により改正をするものであります。

次のページをお開き願います。壱岐市税条例等の一部を改正する条例、壱岐市税条例の一部を次のように改正します。内容については記載のとおりでございます。

議案関係資料といたしまして、一般会計補正予算の第2号の次に資料1としまして、1ページから22ページに新旧対照表を添付いたしております。この説明用の資料として、また改正条文9ページの次に見出しとして、壱岐市税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてと記載した資料を添付しておりますので、これに基づき説明をさせていただきます。

主な改正点として、まず個人住民税関係ですが、個人住民税における住宅ローン減税の対象期間を延長するものです。附則第7条の3の2の改正であります。「平成29年12月31日まで」とされていた適用期限を1年半延長し、「平成31年6月30日まで」とするものであります。

次に、ふるさと納税制度が拡充されました。

控除限度額について、これまで個人住民税所得割額の1割だったものが2割に引き上げられるとともに、ふるさと納税の申告特例制度であるふるさと納税ワンストップ特例制度が創設されました。附則第9条及び第9条2の改正規定でございます。これは、確定申告をする必要のない給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告をせずに控除が受けられる仕組みが導入されたものであります。具体的な手続は記載のとおりであります。この特例制度は、平成27年4月1日以降に行われる寄附について適用がなされます。

次に、法人市民税関係であります。第31条の改正となります。法人市民税均等割の税率区分の基準である資本金等の額が、県税である法人事業税資本割の課税標準に統一がされました。

次に、固定資産税関係であります。平成27年度は固定資産の評価がえが行われますが、これにより税負担が急増しないようにするため、平成9年度から講じられている土地に係る負担調整措置等を現行の仕組みで3年間延長するものであります。附則第11条、附則第11条の2、附則第12条及び附則第15条の改正というふうになります。

次に、軽自動車税関係であります。附則第16条となります。これは、地方税法の規定の新設に伴うものです。軽自動車税にも一定の環境性能を有する四輪車等についてグリーン化特例が導入されました。

次のページをお開き願います。27年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について、その燃費性能に応じて税率をおおむね25%から75%軽減するものであります。これは、平成28年度分の軽自動車税に適用されます。また、平成26年6月会議において御審議いただきました、軽自動車税の税率引き上げにつきまして、今回の税制改正で、原動機付自転車及び二輪車の軽自動車税の税率引き上げが1年間延長されるとともに、グリーン化特例が新設されたため、平成26年老岐市税条例第14号の一部を改正するものであります。

そのほか、第48条及び第50条の改正については、法人税法改正に伴う所要の措置であります。

第57条及び第59条の改正は、地方税法改正によるずれが生じた条項を整備するものであります。

施行期日については、附則第1条にあるとおり一部を交付日とする規定を除き、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

〔市民部長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第5. 報告第3号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第5、報告第3号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。堀江市民部長。

〔市民部長（堀江 敬治君） 登壇〕

○市民部長（堀江 敬治君） 報告第3号について御説明をいたします。

壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第5号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第11条第2項の規定により報告するものでございます。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。専決第2号、専決処分書、国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり壱岐市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分でございます。

専決処分の理由は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成27年3月4日に、また、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成27年3月31日にそれぞれ公布され、同年4月1日から施行されました。これに伴い、壱岐市国民健康保険税条例の一部について、平成27年4月1日から施行する必要があることから、平成27年3月31日専決処分により改正をするものであります。

次のページをお開き願います。壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、壱岐市国民健康保険税条例の一部を次のように改正します。内容につきましては、記載のとおりであります。

また、議案関係資料としまして、資料1の23ページから28ページに新旧対照表を添付いたしております。また、説明用の資料としまして、改正条文の3ページの次に見出しとして、壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてと記載した資料を添付しておりますので、これに基づき御説明をいたします。

第2条の改正ですが、国民健康保険税の課税限度額を見直すものでございます。国民健康保険税の課税限度額については、国の社会保障と税の一体改革の中で、負担能力に応じた応分の保険税負担を求める方針が示され、今年度も昨年度に引き続き引き上げが実施されております。具体的には、基礎課税額に係る課税限度額が、現行の「51万円」から「52万円」に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が、現行の「16万円」から「17万円」に、また、介護納付金課税額に係る課税限度額が、現行の「14万円」から「16万円」にそれぞれ引き上げられま

した。これにより全体の課税限度額は、4万円引き上げられ、現行「81万円」から「85万円」となります。

次に、第2条の改正ですが、低所得者に対する国民健康保険税の軽減の見直しです。物価上昇などの影響でこれまでの軽減対象者が対象から外れてしまわないよう、経済動向を踏まえて、2割と5割の軽減判定所得が引き上げられました。

具体的には、国民健康保険税の軽減の対象となる所得の基準について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額が「24万5,000円」から「26万円」に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額が「45万5,000円」から「47万円」にそれぞれ引き上げられました。

施行期日につきましては、附則第1条により平成27年4月1日から施行するものであります。なお、平成25年壱岐市税条例第40号の附則の一部改正につきましては、地方税法等の改正に伴い、改正規定の施行日を改めるものでございます。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

〔市民部長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、2件の報告を終わります。

日程第6. 議案第46号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第6、議案第46号平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。西原財政課長。

〔財政課長（西原 辰也君） 登壇〕

○財政課長（西原 辰也君） 議案第46号平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

平成27年度壱岐市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ208億8,252万4,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。本日の提出でございます。

2、3ページには、歳入及び歳出の補正の款項の区分の補正額等について、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載をいたしております。

4ページをお開き願います。第2表、地方債補正、1、変更、合併特例事業債1億7,120万円を1億8,450万円に、1,330万円を増額しております。庁舎耐震診断調査の追加によるものでございます。

次に、事項別明細書により、歳入について御説明いたします。

8、9ページをお開き願います。10款地方交付税は、今回不足する財源について普通交付税70万円を増額しております。

次に、21款市債につきましては、4ページの「第2表 地方債補正」で説明しましたとおりでございます。

次に、歳出については、別紙資料の最後のページになりますが、資料2、平成27年度補正予算（第2号）の主要事業をお開き願います。

2款1項13目庁舎建設対策費庁舎耐震診断業務について1,400万円を追加しております。壱岐市庁舎建設に関する住民投票の結果を受け、現4庁舎を利活用する方向で進めるため、現4庁舎の現状を把握する必要があり、耐震診断業務の委託に要する経費を追加しております。

以上で、平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

〔財政課長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。中田議員。

○議員（11番 中田 恭一君） この前、委員会のとき聞こうとしましたら、予算のほうでやれということでございますので、2点、3点ほどお尋ねをいたします。

まずは、耐震診断の方法ですね。これは二次審査というのですか、一次審査というのですか、その辺をお尋ねしたいのと、一次審査はもうやったのかどうかをお尋ねしたいし、これの結果が出るまでの期間、どのぐらいかかるのか、期間的にですよ、金額じゃなくて期間的にどのぐらいかかるのか。

あわせて、今後のスケジュールも聞きたいわけですが、前回の説明の中で耐震強化と長寿命化をやれば、庁舎の移動が必要になってくるので、2支所ぐらいしか、2つの支所ぐらいしか合併特例債にかけられないという説明がありましたよね。そういう面で実際今からもう走らんかんとでしようから、そのために現状の対策課ができておりますので、多分検討にはもう入って、本日の予算がとればすぐでも動けるような体制にとってあると思うんですけども、今後の全体的なスケジュール、間に合うか間に合わないかの、その辺わかればまずお答えをお願いしたいと思います。

○議長（町田 正一君） 建設部長。

○建設部長（原田憲一郎君） まず、1点目の耐震診断のことですけれども、診断はこれまで小中学校で耐震診断を行っております。これと同程度の診断を行うようにしております。

それと、診断の方法ですね。一次診断はしたのかということでございますけれども、既存の中低層鉄筋コンクリート造、建物対象にした計算レベルの異なる診断方法ですね、これは要するに耐震診断の方法については、第一次診断法、第二次診断法、第三次診断法という3種類の方法がございます、これはいずれの方法をとってもよいということになっております。しかしながら、診断の目的、対象建物の構造特性、これらに応じて適切な診断方法を採用することとなっております、通常学校とか庁舎関係については、第二次診断方法を適用するようにしております。

それから、成果が上がる期間ということでございますけれども、これについては約5カ月間を見込んでおります。この予算を可決いただきましたら速やかに発注しまして、約5カ月間でその耐震の結果を受けて、それから詳細な改修工事などをどうするかということについて検討してまいりたいと思っております。

それと今後のスケジュールということで、その合併特例債の期限内に終わるのかということでございますけれども、これは合併特例債を充てるということで決めておりますので、そこの中で行うように頑張っていきます。よろしく申し上げます。

○議長（町田 正一君） 中田議員。

○議員（11番 中田 恭一君） 大まかわかりましたけれども、まずはその耐震診断の一次診断、二次診断、三次診断とかありますよね。たしか小中学校については、一次診断をして、二次診断いって、県の何とかかんとか委員会に出して3段階の方法をとったと思うんですよね。それは、学校、庁舎も同じ段階を踏まないかんとですかね。

逆に言うなら、二次審査で、もういきなり一次審査飛ばして二次審査でいけるのであれば、今まで学校のほうも何でそれしなかったのかなあとと思うわけですね。多分急ぐから二次審査の最後のほうはコア抜いてやるほうにもいきなりいくわけでしょうから、二次審査のほうにですね。一次審査を省くわけでしょう、極端な言い方するなら。

ただ、学校については、一次審査ある程度金額もかかってますよね。あれは国から定められて一次審査も二次審査も公共施設にしてはやらないかんちゅうことで金がかかるとるわけですが、庁舎については二次診断いきなりやるというような考えでいいんですかね。

学校のやつが何で今までそうして無駄になった、無駄って言ったら失礼、ごめんなさい、無駄じゃないですけど、一次審査もならやらなければいけなかったのか。いきなり二次審査でやってもよかったんじゃないかなと思いますし、それと県の何とか委員会は、芦辺小学校の例をとりますと、1回目のときは耐震ができるとなって、委員会のメンバーが変わったから耐震ができなく

になりましたとかいう方向で説明があったと思うんですね。

その辺、今後どうなるのか、ころころ変わってもろうても困るし、その辺をどういう方向で判断していくのか。耐震の工事の判断ですね。それをしていくのかをちょっとお尋ねをしたいんですね。今までのやり方と急ぐから変えるっていうのはわかるんですけども。

○議長（町田 正一君） 建設部長。

○建設部長（原田憲一郎君） 説明がちょっと悪かったようですけども、学校の場合も第二次診断方法をとっております。それで、その段階を踏んで一次、二次、三次という形じゃなくて、先ほど申しましたように、診断方法には3つの方法ですね。第一次診断法、第二次診断法、第三次診断法というのがございまして、この第二次診断法で学校も取り組んでおります。

それで、この中で必要な箇所のコンクリートのコアを採取して、それについて総合的に判断しまして、県の審査委員会に提出して、そこからその判断が適正かどうかの審査を受けるわけでございます。それで飛び越してやっているということではございませんので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（町田 正一君） 中田議員。

○議員（11番 中田 恭一君） わかりました。学校は一次審査、二次審査と2回せんやったですかね。（「二次診断」と呼ぶ者あり）いきなり二次診断ですか。それなら勘違いでしょうからいいです。わかりました。

ところで、間に合わせるように頑張るということですが、これ私の考えですけども、間に合わねば、まずは長寿命化は、後で様子を見ながらでもやれるんですね。耐震化だけはぽんと先にやると。もちろん一緒にしたほうが工事の経費も若干は安くなると思いますが、ただ合併特例債を利用するというのであれば、まず耐震化を一遍ぽんとやると、その後、間に合う分から長寿命化をやっていくという方法がよくないかなと思うんですけど、その辺はどう考えてやるのか。

○議長（町田 正一君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 中田議員の御質問ですけれども、やはりこの耐震診断の結果を受けまして、例えば長寿命化をやるとしたならば、例えば大がかりになる、そうなると思えば仮庁舎とかいう考えも出てくるわけでございます。そうしますと、なかなかおっしゃるように間に合わない可能性がありますから、耐震を、それはもうまず第一にするということで、その起因を見ながら間に合うようにしたいと思っておりますし、長寿命化についても程度がございまして、例えば10年ぐらいはこういったところの壁とか大丈夫なのかとか、そういった総合的なことを考えながらやっていきたいと思っております。いずれにしましても、市に負担が多くかからない方法をとっていきたく思っております。そしてまた、この耐震は先ほど中田議員がおっしゃるように、耐震はもう絶対間

に合わせないかん、そういった中でその御意見も尊重しながらやってまいります。

○議長（町田 正一君） いいですか。ほかに、音嶋議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 大体耐震に至った経緯は、今、中田議員から説明がありましたが、大体わかりました。以前、建設部長は、耐震、庁舎の場合はI sを0.8まで上げるんだと。小学校の場合は0.6まででいい。そうした場合に0.3以下であれば建てかえる。教育長が前回、瀬戸小学校は0.3以下であったけど、県のお墨つきをもらって、3階の部分を撤去して耐震をできたんです。これは、県の審査結果、ただ芦辺中学校と芦辺小学校は建てかえ、0.3以下だから建てかえというようなことがありました。

今回、結果を見なければわかりませんが、4つの庁舎で0.3以下であった場合はどのように考えておられるのか、それも考慮してやはりやっていかなければならないと思うわけですね。まず、その件をひとつお尋ねをいたしたい。

要するに、庁舎は0.8以上にする必要があるというふうに言われました。そして、原田建設部長は、合併特例債を使った場合には物理的に無理ですよと言われた、2庁舎だけしか。特別委員会ですったことと本議会で今言ったことに発言に矛盾がある。

そうしたことに對してじっくり説明を、攻めるんじゃないんですよ、じっくりね、努力しますと今言われましたね。ぜひとも努力していただきたい。合併特例債を充当できるような形で進めていただきたい。一応0.8まで上げる必要があるのか、0.3以下だったらどうするのか、その件に関する見解を求めます。

○議長（町田 正一君） 建設部長。

○建設部長（原田憲一郎君） ただいまの質問ですけれども、0.8というI s値ですね。これを言ったということですが、耐震仕様のI s値が0.6が大体安全ですよという形の基準になっておりますけれども、防災拠点の場合、拠点施設とした場合はこれの1.5倍、0.6の1.5倍、0.9が望ましいということで、国のほうからは示されております。

ただ、この4庁舎について、この耐震診断の結果を得てどうなるか数値がわかりませんが、例えばそれを学校の場合は0.6ですけれども、避難所としての指定する場合は0.7が望ましいということで提案していると思いますが、0.7にするのか、その辺については、今後その耐震診断の結果を見て、内部でも調整して検討していきたいと思っております。それと0.3未満であれば、どうするのかということですが、これについても耐震診断の結果を得て検討させていただきたいと思っております。通常の場合は、0.3未満であれば、建てかえが望ましいという標準になっておりますので、その辺も参考にしながら研究させていただきたいと思っております。

○議長（町田 正一君） 音嶋議員。

○議員（４番 音嶋 正吾君） 0.3以下の場合、再度検討するということが結構であります。

以前、小学校の耐震する上には、部長は、小中学校の校舎は耐震指数を、 I_s を0.6以上に上げるためにするんだということを言われました。しかし、庁舎の場合はそれ以上に安全、安心を守る施設として担保しなければいけないので0.8という数字、議事録にないかどうか後で確認をしますが、大体0.6以上に目標として上げることを前提として、耐震、長寿命化をすることで、私は理解していいわけですかね。0.8という数字を言ってないということは否定されますね。

○議長（町田 正一君） 建設部長。

○建設部長（原田憲一郎君） I_s 値、防災拠点施設として庁舎の場合は0.9と申し上げました。

それで0.9は、庁舎の場合は市民の皆様の貴重なデータ保管している関係で、東日本大震災あたりでもそのデータが紛失して復興に支障が生じた、そういったことから0.6の1.5倍、これが望ましいということで国のほうから示されたわけです。ただ、これについて委員会の中でそれは望ましいということで話しました。そして、学校の場合は、先ほど言いましたように、避難所としての位置づけもございまして、0.7以上が望ましいということで提案されております。よろしいでしょうか。

○議長（町田 正一君） 音嶋議員。

○議員（４番 音嶋 正吾君） はい、わかりました。庁舎はもう0.9が望ましい、0.6の1.5倍ですから望ましい、ぜひとも望ましいように今まで進めていこうとされたわけですから、望ましいに近いような感じで今後進めていただきたい。

以上で終わります。

○議長（町田 正一君） ほかにありませんか。田原議員。

○議員（９番 田原 輝男君） 1点お尋ねをいたします。

中田議員、音嶋議員から御質問がありましたが、私が聞き間違いだったのか、その場合は御了承をお願いをいたします。

原田部長は、要するに耐震工事をやる場合には、まず郷ノ浦庁舎につきましては、住民皆様方の御来庁、そして人通りが多いということで、全体的に郷ノ浦庁舎のみならず、庁舎の仮設を設置をして耐震工事をやらなければならないというようなほうに申されておりました。そして、このことにつきまして、市長も先ほど申されましたが、耐震工事を調査して、また該当すれば、いろんな補強工事、長寿命化等々いろいろと工程的にいついかれるかと思っておりますが、その仮庁舎はどのように考えられているのか、当初述べられました仮庁舎をつくられて工事をされていくのか、再度確認をいたします。

そして、最後に市長は住民投票の結果を受けて、これから先この耐震工事につきましては深く

議論してまいりたいというふうに述べられておりました。それで、きょうが最後のあれになるかと思いますが、本当に全体的に言うて、仮設の問題は、仮庁舎の部分は4庁舎ともどのように考えられていくのか。当初は間に合わないということでございました、中田議員からも言われましたように。そして、補強工事をするに至っては、その間に合わない理由というのは、仮設を必要とする理由として、鉄骨の補強等について内側から、庁舎内から鉄骨の補強をしなければならないというように申されておりました。それで、仮庁舎が必要とするというぐあいと言われておりました。どのように考えられているのかお尋ねをいたします。

○議長（町田 正一君） 建設部長。

○建設部長（原田憲一郎君） その仮庁舎の問題ですけれども、例えば以前お話したときには、振興局の例を取り上げさせていただきました。そのときに、振興局の玄関に入ってすぐ右手に筋交いの鉄骨がございます。こういったものを例えば郷ノ浦庁舎の場合には、窓口のあたりにずっとこう出てくる可能性があるわけですね。そういうときにあそこの今、郷ノ浦庁舎1階は御存じだと思いますけど狭隘でございます。そういった中で、その鉄骨を組み立てたりする作業の中で部分的に事務所が使えなくなりますので、そういったときに仮庁舎が必要になってくるというお話をしたと思います。

現段階で、住民投票の結果を受けましてですけれども、極力経費を抑えていくような形に方向転換をしなければいかんと私は考えておまして、できましたら、振興局の前の福祉事務所、そのあたりを協議して部分的に窓口の業務を移すような格好で考えていきたいと思っております。現段階では仮庁舎をつくる方向ではなくて、そういった内部的に調整していきたいと考えております。よろしいでしょうか。

○議長（町田 正一君） 田原議員。

○議員（9番 田原 輝男君） 今、部長の説明はわかるんですが、まず金のかからない方向でいくと言われました。そんなに耐震工事は簡単なものですかね。やはり耐震工事になれば、学校施設の本体の校舎と学校で言えばですよ、体育館の耐震工事といえば、体育館は中が多いんです、空洞ですから、屋根との柱型とのそこの補強が一番難しいんです。

それでそこが一番重要なんです。それで、庁舎の耐震工事にいたっては金のかからないほうが一番いいんですけれども、調査の結果ではなかなか厳しいものが出てきやせんかなと思いますが、私の言いようが、聞き方が悪いかどうかわかりませんがね。それから何と申しますか、どうせするんであれば、本当に住民投票の結果を受けてこういう結果になりましたので、ぴしっとした耐震工事を行ってもらいたいと思いますけれども、その金のかからないとか何とかは私は納得はいきませんね。

○議長（町田 正一君） 原田部長。

○建設部長（原田憲一郎君） 大変説明が伝わってなくて申しわけございません。金のかからないというよりも、できるだけコスト削減に努めてまいりたいと思っておりますけれども、庁舎の中に、今、はりがなくてこう大きく飛んでおります。これを耐震基準に合わせるためには、中に筋交いが間仕切りみたいに出てくる可能性がございます。そういった形で工事を進める必要がございますので、例えば学校の場合は夏休み期間中に工事をされたわけです。ただ、庁舎の場合は閉めるわけにはいきませんので、そういった形で前回までについては、仮庁舎を設置して進める方向が望ましいという形で、私はそういう説明したと思っておりますけれども、先ほど言いますように、仮庁舎を建設しないで、その郷ノ浦庁舎の場合は支障のある工事の工程表を出してもらおうわけですが、その中から部分的に支障が出る課、そういう課をさっき言いました振興局をお借りして、話ができればの話ですけれども、お借りして、そこで一時的に工事が終わるまで業務を行うと、そういった形で進めていきたいと考えております。

○議員（9番 田原 輝男君） 終わります。

○議長（町田 正一君） ほかにありませんか。呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） きょうは4庁舎の耐震の調査費でございますが、あと事務所、出張所等について、6月の議会にかけるということでございますが、これは全事業所対象になるんですか。

○議長（町田 正一君） 総務部長。

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 4庁舎以外の建物の耐震診断でございますけれども、6月会議で予算をお願いしたいと考えておりますが、現在考えておりますのは、まず避難所についておる箇所についてはやはりする必要があると。また、避難所を見直すことも考えられるわけでございますけれども、4庁舎を除きますと16カ所ございます。これは地区公民館、それから離島センター、改善センター等でございます。そしてまたそのほかに、本庁舎別館とか、それから住民集会所等もございますので、今現在その必要箇所について、6月議会に提案すべく最終的な調整をいたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（町田 正一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第46号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号については、委員会付託を

省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第46号平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

以上で、予定された議事は終了しましたが、この際お諮りします。5月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

----- . ----- . -----

○議長（町田 正一君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

以上をもちまして、平成27年壱岐市議会定例会5月会議を終了いたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時51分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 町田 正一

署名議員 田原 輝男

署名議員 豊坂 敏文

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員